

技術提案書の留意事項

工事名： スポーツセンター建設 建築主体工事

技術提案書の各評価項目の記述方法及び必要な添付資料については、本説明書及び「評価項目及び評価基準」、「技術提案書（別紙様式第1号～第11号）」の備考欄を熟読の上、記載し提出してください。

提出された書類の内容が不明確であった場合や、添付資料に不備があった場合には評価できないことがありますのでご注意願います。

1. 技術提案書全般について

- (1) 対象となるすべての評価項目について提案を行ってください。
- (2) 様式の添付漏れは提案がないものと見なし、その項目については評価しません。
- (3) 申請された内容等に事実と相違が認められた場合は入札への参加を取消すことがあります。また、落札者の決定に反映された技術提案が履行できなかった場合は下方評価を行い、入札公告第17(9)に定める違約金を請求します。
- (4) 技術提案により評価を受けた以上の施工がなされたと認められる場合であっても、上方評価は行いません。
- (5) 評価項目「(4)経済効果」の「①地元企業の活用」及び「②地域サービスの活用」に係る項目については、本工事の清算払い（竣工払い）後30日までに領収書等で確認します。ただし、手形支払等により、期日未到来分については下請契約書（請書）等で確認します。
- (6) 技術提案書については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めません。
- (7) 評価基準、配点は「落札者決定基準」のとおりとします。

※なお、技術提案での実績等がない場合でも、「入札公告 2. 入札に参加する者に必要な資格」の要件を満たしている場合は参加が可能です。

※各様式の添付書類は、様式ごとにクリップまたはホッチキス止めの上、提出してください。

2. 技術提案書について

- (1) 企業の施工能力

①工事施工成績（別記第2号様式）

ア 評価対象および対象期間

- ・ 過去8年間（平成20年1月1日から平成27年12月31日）に完成通知を受け、その後引き渡し完了した北海道開発局営繕部及び北海道建築局の発注工事の工事施行成績を評価します。

- ・元請けとして完成し、引渡が完了した工事とする。ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は出資比率 20%以上の場合のものに限る。

イ 評価基準

- ・各構成員のすべての工事の施工成績評定を平均します。
- ・落札者決定基準別表「工事施工成績評定点区分」に基づき 1 工事ごとに個別配点を求め、その平均点を評価点とします。
- ・小数点以下第 3 位を四捨五入し、2 位以上で評価します。

ウ 添付書類

- ・工事成績評定の通知書の写し、コリンズ（工事实績情報サービス）登録内容確認書（工事实績）の写し

②同種・類似工事の施工実績（別記第 3 号様式、別記 4 号様式）

ア 評価対象および対象期間

- ・延べ床面積 2 千平方メートル以上のスポーツ施設等で、平成13年4月1日から平成28年3月31日までの過去15年間に完成通知を受け、その後引き渡し完了した工事について評価します。
- ・スポーツ施設等とは、体育館、武道館、スポーツジム、屋内プール、スタジアム等とします。

イ 評価基準

- ・元請としての施工実績について評価します。
- ・共同企業体としての実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 20%以上の場合のものに限ります。

ウ 添付書類

- ・類似工事施工実績で求めている、用途、構造、規模の確認するための資料として、次の①から③のうち必要な書類を選択して添付すること。

① コリンズ登録内容確認書（工事实績）の写し

② 請負契約書の写し及び特記仕様書、配置図、平面図など、同種・類似工事の施工実績として求める項目の要件が確認できる書面、並びに共同企業体協定書及び共同企業体付属協定書の写し（類似工事实績を建設工事共同企業体で受注している場合）

③ 工事实績証明書（別記第 4 号様式）※同種・類似工事の施工実績として求める項目の要件が確認できる場合に限る。

③ISO マネジメントシステムの認証取得（別記第 5 号様式）

ア 評価対象

- ・ISO 9001 及び ISO 14001 の取得（登録）を評価します。

イ 評価基準

- ・有効期限が入札公告の日以降のものを評価します。
- ・各構成員のうち、最も高い評価となり得るものの評価とします。

ウ 添付書類

- ・登録証書の写しを添付してください。

(2) 配置予定技術者

①配置予定技術者の保有する資格（別記第6号様式）

ア 評価対象

- ・主任(監理)技術者の保有する資格について、一級建築士及び一級建築施工管理技士の保有状況を評価します。
- ・各構成員のうち、各項目で、最も高い構成員のもので評価します。

イ 評価基準

- ・当該工事の入札公告の日における資格の保有状況により評価します。
- ・配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者により提出することができます。ただし、この場合には各候補者のうち評価の合計が最も低い者で評価します。

ウ 添付書類

- ・資格を証明する書面(免許証の写し・監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了証の写し、3カ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類)を添付してください。

エ その他留意事項

- ・申請時点で先に申請済みの他の入札が執行されていない場合や複数の入札に係る申請を同時に行なう場合にあっては、他の入札の配置予定技術者（現場代理人を含む。以下同じ。）を申請することができます。ただし、既に申請した他の入札が契約に至った場合、既に申請した他の配置予定技術者に代わる同等の資格及び経歴を有する配置予定技術者を併せて申請してください。
- ・申請から入札までの間に次に掲げる事態が発生し申請時の配置予定技術者を接地することができない場合にあっては、支出負担行為担当者の承認を得て配置予定技術者の変更をすることができるものとします。ただし、変更する配置予定技術者は、申請時の配置予定技術者と同等の資格及び経験を有する配置予定技術者としてします。

a 配置予定技術者が死亡、長期療養、退社又は退職した場合

b 入札日までに完了する予定の工事（以下「他の工事」という。）の専任技術者等となっている者を配置予定技術者として申請していた場合において、他の工事が天災その他不可抗力又は発注者からの契約変更（設計変更による工事の増に伴い、工期が延長された場合等。ただし、あらかじめ契約変更が予定されていた場合を除く。）により、完成予定日が延期されたため、申請時の配置予定技術者を配置予定技術者としてすることができない場合

②技術者の継続教育（別記第6号様式）

ア 評価対象

- ・ 配置を予定する主任（監理）技術者の継続教育の取得状況を評価します。
- ・ 各団体又は建築ＣＰＤ運営会議が発行する実績証明書により評価する。

イ 評価基準

- ・ 平成２７年度１年間の単位の取得状況を評価します。

ウ 添付書類

- ・ ＣＰＤ受講証明書（実績証明書）の写しを提出してください。

③若年技術者の追加配置（別記第７号様式）

ア 評価対象

- ・ 入札公告の日において、40歳以下の若年技術者で1級・2級建築施工管理技士の資格を有する者を追加配置する場合に評価します。

イ 評価基準

- ・ 当該工事の入札公告の日における資格の保有状況により評価します。
- ・ 配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者により提出することができます。ただし、この場合には各候補者のうち評価の合計が最も低い者で評価します。

ウ 添付書類

- ・ 資格を証明する書面（合格証・免許証・監理技術者講習会修了証の写し）を添付してください。

（３）地域社会への貢献

①地域貢献活動の実績（別記第８号様式）

ア 評価対象

- ・ 上ノ国町における地域貢献活動を評価します。
- ・ 各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものの評価とします。

イ 評価基準

- ・ 地域貢献活動は、北海道の「平成 27・28 年度建設工事競争入札参加資格審査」における「社会貢献」の項目とし、評価を受けた奉仕活動、地域貢献活動を評価します。
- ・ 上記の他、平成 26・27 年度において、上ノ国町において実施した奉仕活動や地域に貢献したと社会的に認められる活動を評価します。

ウ 添付書類

- ・ 道又は町に提出した社会貢献確認申告書の写し又は活動内容が客観的に判断できる資料（感謝状、お礼状、新聞記事、広報誌、登録証、写真等）を提出してください。

②災害協定の締結（別記第８号様式）

ア 評価対象

- ・ 上ノ国町との災害協定の有無を評価します。

イ 評価基準

- ・平成27年度末日までに締結した協定の有無を評価します。
- ③地域の技能士等の活用（別記第9号様式）
- ア 評価対象・評価基準
- ・上ノ国町内に居住する技能士又は基幹技能者を1名以上活用する計画の有無を評価します。
 - ・なお、評価対象とする職種は、発注者において特に指定はしませんが、入札参加者が計画した職種が、当該工事の作業内容に応じた職種に該当しているものに限りします。
- イ 履行確認
- ・当該工事完了時に、施工計画書等により計画内容の履行状況を確認します。
- （４）経済効果
- ①地元企業の活用等（別記第10号、10-1号、10-2号様式）
- ア 評価対象
- ・地元企業とは、上ノ国町内に本社又は本店、主たる営業所がある企業とします。
- イ 評価基準
- ・地元企業への下請工事（一次下請）の発注計画及び地元企業からの建設資材の購入計画の合計額について評価します。
 - ・なお、共同企業体を編成する場合は、共同企業体から共同企業体の一員となっている構成員への下請けは自己契約となり、建設業法に違反すると考えられるため、発注できないことに注意してください。
- <技術評価点の算出方法>
- 技術評価点 = $A \div B \times 4$ 点
- A：各共同企業体が提案する「地元企業への下請工事（一次下請）の発注計画及び 地元企業からの建設資材の購入計画の合計額」
- B：各共同企業体が提案する「地元企業への下請工事（一次下請）の発注計画及び地元企業からの建設資材の購入計画の合計額」のうち最も高い金額
- ※町内業者を含む共同の一次下請も可能とします。ただし、提案する金額は町内業者相当分とします。
- ※「下請工事の発注計画」「地元企業からの建設資材の購入計画」のそれぞれの金額及び合計金額を別紙第10号様式に記載し、提案の根拠となった内訳書（別紙第10-1号様式及び別紙第10-2号様式）を併せて提出してください。
- ウ 履行確認
- ・当該工事完了時に、施工計画書、下請契約書、領収書などにより計画内容の履行状況を確認します。
- エ その他
- ・小数点以下第3位を四捨五入し、2位以上で評価します。

②地域サービスの利用（別記第11号、11-1号）

ア 評価対象・評価基準

- ・上ノ国町内での飲食、宿泊、物品・燃油の購入等のサービス活用の計画を評価します。

＜技術評価点の算出方法＞

$$\text{技術評価点} = A \div B \times 3 \text{点}$$

A：各共同企業体が提案する「上ノ国町内におけるサービス活用計画の合計額」

B：各共同企業体が提案する「上ノ国町内におけるサービス活用計画の合計額」
のうち最も高い金額

※物品の例： 現場内で使用する事務用品及び消耗品

※「地域サービスの活用」の調達予定金額を別紙第11号様式に記載し、提案の根拠となった内訳書（別紙第11-1号様式）を併せて提出してください。

ウ 履行確認

- ・当該工事完了時に、領収書又は発注伝票などにより計画内容の履行状況を確認します。

エ その他

- ・小数点以下第3位を四捨五入し、2位以上で評価します。